

SHINWA NEWS

令和6年度税制大綱の概要

令和6年1月
(No.2)

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

本年も変わらぬお引き立ての程をお願い申し上げます。

さて、昨年12月14日に令和6年度税制改正大綱が自民党より発表されました。

今回は、令和6年度税制改正大綱の主な項目をご紹介します。

[1] 所得税等に関する改正について

(1) 定額減税

近年の物価高等を考慮して、本人、扶養家族に一人当たり4万円(所得税3万円、住民税1万円)の定額減税が実施されます。(合計所得金額1,805万円以下に限ります。)

令和6年6月より給与所得者、事業所得者等の区分により、給与の源泉税、予定納税から控除する方法等により順次減税が行われます。

(2) 適格ストックオプション税制

株式譲渡時にのみ課税される適格ストックオプション税制について、要件の一部緩和されると同時に、1年間の限度額が下記の通り改正されます。

		非上場	上場
設立5年未満		2,400万円	2,400万円
設立5年以上 20年未満	非上場	3,600万円	—
	上場後5年未満	—	3,600万円
	上場後5年以上	—	1,200万円
設立20年以上		1,200万円	1,200万円

(3) 譲渡所得の特例措置の延長

特定の居住用財産の買換え特例及び交換の長期譲渡所得の特例、

特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度が令和7年12月31日まで延長されます。

(4) 子育て支援税制

① 住宅ローン減税

本人か配偶者が40歳未満、または19歳未満の扶養親族を有する者については、令和6年分についても令和5年分と同様の借入限度額の適用ができます。

また、上記の者が既存住宅に一定の子育て対応改修工事をした場合に、一定の要件を満たすときは、工事費の10%相当額の税額控除を受けることができます。

② 児童手当支給延長に伴う扶養控除(16歳～18歳)の見直し、生命保険料控除拡充については令和7年以降改正する予定です。

[2] 法人税に関する改正について

(1) 交際費課税

中小法人の定額控除限度額(年800万円)、飲食費50%限度額制度の延長(～令和9年3月31日)がされ、また、参加者一人当たり5,000円(税抜)以下の飲食費が令和6年4月1日以降、**10,000円(税抜)以下**に増額されます。

(2) 所得拡大促進税制

令和6年4月1日以降開始する事業年度から以下の通り改正されます。

① 中小法人(資本金1億円以下、大法人の子会社等を除く)

原則として、現行の税制を継続したうえ、一定の認定(プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定)を受けている場合には、**控除率に5%の上乗せ措置が追加**され、また、**税額控除不足額は5年間繰越しをすることができるようになります**。

② 中堅法人(資本金1億円超、従業員2,000人以下の法人等)

現行の税制を延長したうえで、**控除率を下記の通り変更**し、一定の認定(プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定)を受けている場合には、**5%の上乗せ措置が追加**されます。

継続雇用者給与支給額増加率	控除率
3%以上	10%(現行は15%)
4%以上	25%(15%上乗せ)

(3) 外形標準課税の範囲拡大

令和7年4月1日以後開始事業年度から以下の法人が適用範囲に追加されます。

改正前	改正後
資本金1億円超の法人	① 資本金1億円以下で、 資本金と資本剰余金の合計額が10億円超の法人
	② 資本金1億円以下(資本金と資本剰余金の合計額が2億円超)で、 資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の法人の100%子会社等

[3] 相続税に関する改正について

(1) 事業承継税制の延長

令和9年分まで適用される中小企業の事業承継税制(贈与、相続等による非上場株式の納税猶予税制)における**特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで延長**されます。

(2) 住宅取得資金贈与制度の延長

直系尊属(両親、祖父母等)から受ける住宅資金贈与の非課税措置が**令和8年12月31日まで延長**されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。